

「番号」変更について

1 番号変更の必要性

「番号」については、「見える番号」であることから、第三者に「番号」を不正に取得され、意図的に不特定多数の者に流布させられるなどの可能性は否定できない。そのような場合に、当事者本人が「番号」の変更を希望することがあり得るが、これまでのワーキンググループの議論では、必要な場合には番号変更を認めるべきとのことであった。

2 「番号」変更を認める要件

- (1) 住民票コードのように、任意に「番号」を変更できることとする方式
- (2) 一定の要件を満たすときのみ「番号」の変更を認めることとする方式。例えば、基礎年金番号においては、基礎年金番号の悪用により不利益を受けた場合やDV（ドメスティック・バイオレンス）の場合に認めることとされている。
- (3) 本人からの変更請求は認めないこととする方式。

(1) の方式を採用する場合には、正当な理由なく「番号」の変更を繰り返す行為をどう捉えるか、また、当該行為による行政事務コストやシステム上の負荷等が発生するか否か等について検討する必要がある。(2) の方式を採用する場合には、「番号」の変更が認められる要件をどのように設定するか、当該要件への適合性について誰がどのように確認するか等について検討する必要がある。

3 外国の事例

アメリカの社会保障番号（SSN）やフランスの住民登録番号（NIR）、オーストリアのCRR番号等、生涯不変とされている番号については、番号の変更請求は認められていない。事務局で調べた限りでは、利用者が任意に番号を変更できるような制度を持つ国は見当たらない。